「内定者パック」申込約款

申込者は、株式会社プロシーズ(以下、「プロシーズ」という。)が提供する内定者パック(以下、「本サービス」という。)の導入・提供に関して、下記の約款条項についてご了承頂くものとします。

第1条(目的)

本申込は、申込者及び本サービスを利用する者として申込者が指定した者(以下「利用者」という。)に対する、本サービスのインターネット配信、その他プロシーズによる本サービスの提供に関して、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条(本サービスの内容)

- 1. 本サービスは以下の機能の全部又は一部を含むものとなります。
 - (1)e ラーニングコンテンツ配信機能及び学習管理機能
 - (l)e ラーニングコンテンツ配信機能

プロシーズが指定する e ラーニングコンテンツ(以下「本件コンテンツ」という。)の中から申込者もしくは利用者が選択したものを、利用者の求めに応じて利用者に対して配信する機能。

②学習管理機能

利用者による e ラーニングコンテンツの利用状況に関して、その進捗状況を管理する機能及び学習効果を分析する機能。

(2)コミュニケーション機能

申込者から利用者へのメッセージ送信機能(「お知らせ機能」)、プロフィール掲載機能等を含む、申込者と利用者の間及び利用者同士の間における情報伝達・連絡機能。

(3)その他

プロシーズが別途定める機能。

- 2. 前項の各機能の内容の詳細は、プロシーズが決定するものとします。
- 3. 申込者は、第1項の各機能のうち提供を受けることを希望する機能を事前に選択してプロシーズに申請するものとします。

第3条(本サービスの利用方法)

- 1. 申込者の役員、従業員、その他本サービスに関与する者として申込者が指定した者(以下「管理者」という。)、及び利用者は、本申込に基づいて割り当てられた ID 及びパスワードを用いて、別途プロシーズが指定する URL から本サービスにログインすることにより、本サービスを利用するものとします。
- 2. 本サービスの利用方法、機能その他の詳細については、別途プロシーズが指示するところに従って頂くものとします。

第4条(ID 及びパスワードの割当て)

- 1. プロシーズは、本サービスの提供の事前に、管理者に対し、管理者用の ID 及びパスワード(以下「管理者 ID・PW」という。)を管理者に割り当てるものとします。
- 2. 申込者は、前項の管理者 ID・PW の割り当てのため、本申込締結後遅滞なく、プロシーズに対し、プロシーズが指定する情報(以下「利用者情報」という。)を、プロシーズが指定する方法に従って提供するものとします。

第5条(ID·PWの使用及び管理)

- 1. 管理者 ID・PW は、管理者のみが使用することができます。
- 2. 利用者 ID・PW は、割り当てられた利用者のみが使用することができます。
- 3. 申込者は、管理者 ID・PW 及び利用者 ID・PW (以下併せて「ID・PW」という。)を適切に保管及び

管理し、かつ、利用者に適切に保管及び管理させなければなりません。

- 4. ID・PW の保管及び管理その他一切の取扱いに関しては、申込者が全ての責任を負うものとします。
- 5. 申込者は、本申込で使用が許された者以外に ID・PW を使用させてはなりません。
- 6. プロシーズは、本サービスの提供に関し、ID・PW のみを用いて本人確認をするものとします。本人以外によるなりすましや ID・PW の盗用等に起因して申込者又は利用者に損害が生じたとしても、プロシーズは一切責任を負わないものとします。

第6条(本サービスの内容の変更・修正)

プロシーズは、本サービスの利用状況、運用状況、その他諸般の事情を考慮して、その独自の判断により、本サービスの内容について、申込者に事前に連絡することなく、更新、追加、削除、その他の変更を行うことができます。

第7条(利用者との関係)

- 1. プロシーズは、本申込に基づき、申込者に対してのみ本サービスの提供義務を負うものであって、本申込に特に定める場合を除き、利用者に対しては直接的・間接的を問わず何らの義務を負うものではありません。
- 2. 本サービスに関連する利用者からのクレーム、損害賠償請求、その他の請求については、申込者が責任をもって対処するものとし、プロシーズを右請求から完全に免責させるものとします。

第8条(対価)

申込者は、プロシーズに対し、本サービス提供の対価として別途定める金額を支払うものとします。

第9条(禁止事項)

申込者は、プロシーズの書面による承諾なくして以下の行為をしてはならず、またプロシーズの書面による承諾なくして利用者その他の第三者をして以下の行為をさせてはなりません。

- (1)プロシーズの承諾なく、本件コンテンツ、ソフトウェア、マニュアルその他本サービスに関して プロシーズが提供した著作物を複製・送信・改変し、第三者に利用させ、または第三者に譲 渡・貸与する行為。
- (2)本申込の履行以外の目的で、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して、営利を目的とする行為、またはその準備を目的とした行為。
- (3)その他、本サービスの提供に支障をきたす行為。

第10条(サービス提供の停止)

- 1. プロシーズは、次の事由が生じた場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1)システムの保守または工事のため、やむを得ないとき。
 - (2)システムの障害などのため、やむを得ないとき。
 - (3)クラッキングなどのためサーバに損害が及ぶとプロシーズが判断したとき。
 - (4)本件サービスを提供するためにプロシーズ、販売会社、顧客又は利用者が利用する電気通信事業者の電気通信サービスに支障が発生したとき。
 - (5)利用者からのアクセスが輻輳するなど、システムの容量を超える利用がなされたとき。
 - (6)天災地変その他不可抗力によりサービス提供が困難なとき。
- 2. プロシーズは、前項の場合において本サービスの提供を停止したことに関して、申込者又は利用者に対して如何なる責任も負わないものとします。

第11条(個人情報)

- 1. プロシーズは、利用者情報及びその他の利用者に関する情報(成績、学習進捗度などを含む、本サービスの過程において収集した一切の情報、以下併せて「利用者情報等」という。)を、本サービスの提供(ID・PW の割当て、本サービスの配信、ユーザーサポート、本サービスのメンテナンス、その他本サービスの提供に必要な一切の行為)の目的で閲覧、使用することができるものとします。
- 2. 申込者は、プロシーズが前項の目的で利用者情報等を保有、閲覧、使用することについて、事前に各利用者の同意を得なければなりません。
- 3. 利用者情報等の提供又は利用に関する利用者からのクレーム、損害賠償請求、その他の請求 については、申込者が責任をもって対処するものとし、プロシーズを右請求から完全に免責させるものとします。
- 4. プロシーズは、保有する利用者情報等を厳重に管理するものとし、本申込終了後は、以下のとおり取り扱う。
 - ①個人情報:個人情報保護法に定める匿名加工情報に加工してプロシーズが保有する。
 - ②個人情報以外のその他の情報:プロシーズが保有する。

第12条(知的財産権)

本件コンテンツ、その他本サービスに用いるプログラム、マニュアル、ノウハウ、データベースその他一切の著作物(申込者向けにカスタマイズしたものを含む。)に関する知的財産権は、全てプロシーズ又はプロシーズが著作物の提供を受けている提供元に留保されるものとします。

第13条(責任の制限)

- 1. プロシーズは、本件コンテンツの内容及び本サービスの利用に必要なハードウェア、ソフトウェア、通信環境、その他プロシーズが関与しない機器・プログラム等については一切の責任を負わず、それに起因して申込者又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、プロシーズは一切責任を負わないものとします。ただし、プロシーズが制作した本件コンテンツについてはこの限りではありません。
- 2. プロシーズは、コミュニケーション機能において申込者又は利用者が掲載・交換する一切のデータ・情報(以下「コミュニケーション情報」という。)に関しては、一切の責任を負わないものとします。コミュニケーション情報に起因して又はコミュニケーション情報の不存在に起因して申込者又は利用者その他の第三者に紛争・損害が生じた場合であっても、プロシーズは一切責任を負わないものとします。
- 3. 第10条に定める場合を除き、本サービスの提供が24時間連続して中断した場合には、プロシーズは申込者に対し、申込者が本申込に基づいてプロシーズに支払った対価の総額を全申込期間の時間数で除した金額を一時間あたりの損害額とみなし、24時間を超えた部分につき中断した時間数に応じて損害賠償金を支払うものとします。ただし、当該損害賠償金の上限は、申込者が本申込に基づいてプロシーズに支払った対価の総額を上限とします。
- 4. 前項の損害賠償金が、プロシーズが申込者に対して支払う本サービスに関する損害賠償の全てであって、本サービスに起因して生じた他のいかなる損害に関しても、申込責任・不法行為責任を問わず、プロシーズは前項以外の損害賠償を行う義務を負いません。ただし、プロシーズの故意に基づいて生じた損害についてはこの限りではありません。

第14条(秘密保持)

プロシーズ及び申込者は、本申込に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本申込の有効期間 中および本申込の終了後、相手方の事前の承諾を得ることなく、本申込の履行以外の目的に使用 してはならず、また、第三者に開示または漏洩してはなりません。但し、次の各号のいずれかに該 当する情報については、この限りではありません。

- (1)開示を受けたとき、既に所有していた情報。
- (2)開示を受けたとき公知の情報、または開示を受けた後、その責によらず公知となった情報。

- (3)正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
- (4)開示された秘密情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得した情報。

第15条(譲渡禁止)

申込者は、本申込上の地位ならびに本申込から生じる権利および義務を、プロシーズの事前の 書面による承諾なく、第三者に譲渡してはならず、また担保に供してはなりません。

第16条(申込期間)

本申込の有効期間は、プロシーズと申込者が協議の上定めるものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 1. プロシーズ及び申込者は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特 殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、 及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約す る。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係 を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.プロシーズ及び申込者は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3. プロシーズ及び申込者は、相手方が暴力団員等もしくは本条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明し、もしくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第 1 項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

第18条(解除及び損害賠償)

- 1. プロシーズ又は申込者が次の各号の一に該当する場合、相手方は、何らの催告を要せず、即時に本申込の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1)自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (2)差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立があったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3)破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生開始の申立があったとき又は清算、特別精算に入ったとき。
 - (4)その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (5)本申込の定めに違反し、相手方から当該違反を是正するよう催促を受けたにもかかわらず、相当の期間内に当該違反を是正しないとき。
- 2. 前項の解除は、当該解除の原因を生じせしめた当事者に対する損害賠償請求を妨げないものと

します。

3. 申込者が、本契約に基づく支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第19条(合意管轄)

本申込について紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって唯一の第一審専属管轄裁判所とします。

第20条(協議事項)

プロシーズおよび申込者は、本申込について疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い協議するものとします。

以上

制定:2020年2月18日 改訂:2023年9月1日